

3. 対策と考えられること

分野	小分類	アンケートに寄せられた主な意見
(1) 海や海辺の環境	1.海辺の自然環境	今後は海岸に構造物を置くことから取り除く作業をする。海岸の美しさを壊すような工事を行わない。(海の前にビルを建てる。道路を作るなど。)
(1) 海や海辺の環境	1.海辺の自然環境	コンクリート堤防をはじめ、すべての堅牢な構造物を海岸に造ること、もしくは放置することを凍結する。
(1) 海や海辺の環境	1.海辺の自然環境	まず、現存する自然海岸は極力破壊されないよう保護する必要がある。そのためには、アメリカ並に沿岸域を管理保護するための法整備を行う必要がある。瀬戸内法もその線に添って改正すべきである。
(1) 海や海辺の環境	1.海辺の自然環境	まずは、各気候帯もしくは適した自然環境にのっとった調査を行うこと。
(1) 海や海辺の環境	1.海辺の自然環境	まず発想の転換が必要ではないでしょうか？事業を行う為(お金を使う為)に人口建築物を創るのではなく自然を残す為に事業を行う(例えばテトラを取り除くなど)という様に。また海浜に対する事業を行う際には環境省、生物の専門家、地元住民、海の利用者(サーファーなど)との十分な話し合いを行って進められることを期待しております。
(1) 海や海辺の環境	1.海辺の自然環境	よどんでいる運河に川の水や下水処理後の水を引き込んで流れをつくってはどうか。
(1) 海や海辺の環境	1.海辺の自然環境	自元の人や、海にかかわっている人の意見をもっと聞いて工事等をして欲しい
(1) 海や海辺の環境	2.海や海辺に対する国民の意識	もともとは海洋民族で海を大切にしてきたはずで。人々の意識を取り戻すために、海洋教育(簡単なことで十分です)を子供達や大人に対して行えるシステム作りや環境を整えるべきです。これは行政が指揮をとるのではなく、民間から募集した専門科主体に運営管理されるのがベスト
(1) 海や海辺の環境	2.海や海辺に対する国民の意識	海岸法も改正され、環境面に関しても重要視されていくなかで、又、海岸保全施設も設計基準等での制約はあると思いますが、県・市町村での地域カラーも取り入れた施設作り、海岸作りをすることで、地域住民・国民の関心も少しは向上するのではないのでしょうか。
(1) 海や海辺の環境	2.海や海辺に対する国民の意識	行政・公共団体と、民間企業・団体の協働体制の確立が必要だと考えます。地域住民の事業への目の向け方も変えていかなければいけないと考えます。
(1) 海や海辺の環境	2.海や海辺に対する国民の意識	(1) 利用環境の改善 (2) 教育カリキュラムの充実 (3) 自治体単位の海浜イベント開催
(1) 海や海辺の環境	2.海や海辺に対する国民の意識	日本の海岸の理想像を示す理念の創造が、まず必要。たとえば、「美しい砂浜が美術館です。」という砂浜美術館のような「考え方」を、国のレベルで「持つことが大切だと思う。防災・護岸・港湾整備にしても、伝統的な日本の海岸景観と自然環境を意識したデザイン・設計・規制が必要。そのことは、海亀のためでも、海鳥のためでもなく、人間のために必要なことだと思う。
(1) 海や海辺の環境	3.海砂利の採取	瀬戸内海における埋立て、廃棄物の持ち込み(海面処分)、海砂利採取を禁止する。
(1) 海や海辺の環境	4.藻場	・いわゆるミチゲーションなる工事は行わないでほしい。広島県竹原周辺では、海砂採取を止めてから、透明度も上がり、浅い海が残っているところでは藻場が復活してきている。海藻の種は無数に海中を漂っているから、そっと置いてやれば、かなりの程度まで、自然に回復する力をもっている。
(1) 海や海辺の環境	5.干潟	航路浚渫土砂による人工干潟、砂浜地の造成
(1) 海や海辺の環境	5.干潟	浜甲子園の例に見るように、都市域に接して残された干潟は周辺の都市化による様々な影響を受けており、それらの影響を総合的に緩和し、また過去の開発事業の跡を修復していく必要がある地域が多い。こうした、都市環境に接している干潟・浅海域について、全国的な現状把握が必要である。この際に、過去の開発事業からの悪影響が明らかになるような分析が必要である。
(1) 海や海辺の環境	6.海辺の生物の生息環境	・各沿岸地域の生態系調査
(1) 海や海辺の環境	6.海辺の生物の生息環境	ただちに、稀少生物の生息調査をしてください。少なくとも、ここには環境省が絶滅危惧種にしているルイスハンミョウが生息しています。
(1) 海や海辺の環境	6.海辺の生物の生息環境	生息地保全には、保護・保全への情報発信地となる官・学・民が一体となり研究調査できる場所の確保が望ましい。
(1) 海や海辺の環境	9.海洋汚染	「瀬戸内法」や広島には「海の管理に関する条例」といったものをもっと機能させなければいけないと思います。
(1) 海や海辺の環境	9.海洋汚染	【家庭からの排水】 ・水の再利用ができるような設備を、もっと増やして欲しい ・洗剤等に含まれる合成界面活性剤は、最も海を汚すものだと思います。合成界面活性剤は身体への影響もあるので、洗剤メーカーへの規制も考慮して欲しいです
(1) 海や海辺の環境	9.海洋汚染	瀬戸内海、東京湾などいわゆる閉鎖水域に於いては、自然の治癒能力以上に架かる負荷が大きく、人為的に治癒能力を援助してやる事が必要である。自然の治癒能力向上には、酸素が必要であり、これを人為的に供給援助してやるシステムが必要である。

3. 対策と考えられること

分野	小分類	アンケートに寄せられた主な意見
(1) 海や海辺の環境	11.海岸漂着物	海岸の利用や保全にむけて、異種セクター間の柔軟な連携が重要なポイントであることは明白です。調査会社をつかわなくても、海岸に愛着を持っている、あるいは環境問題に関心のあるボランティアの力を生かす方法があるのではないのでしょうか。
(1) 海や海辺の環境	13.1.その他	NGO/NPOと行政、あるいは企業もふくめた活動協力体制をつくり、日本の現状に合わせた方法を開発していけることを望んでいます。
(1) 海や海辺の環境	13.1.その他	対策など審議の場に、市民団体の代表者も加える。
(1) 海や海辺の環境	13.1.その他	1、海岸工学という狭いなかで決めずに、自然生態学や海のシステムなど、本来の国土交通省とは違う視点を取り入れてほしい。
(1) 海や海辺の環境	13.1.その他	縦割り管理からの脱却
(1) 海や海辺の環境	13.1.その他	ネットワーク情報網を活かして地域ごとの情報を集積するコアステーションを問題ごとに設定してゆく必要がある。
(1) 海や海辺の環境	13.1.その他	このようなアンケートで、どこまで深刻な事態が把握できるのか、生かされるのか、表面的な把握、集計資料作成に終わるのではないかを危惧します。これに続いて、どのような行動を起こされるかを注目し、期待したいと思います。
(1) 海や海辺の環境	13.2.その他(ゴミ)	ゴミ問題の対策として、海外のように海水浴場に(季節を問わず)ゴミ箱を設置して毎朝市の清掃局が回収したり、砂浜を清掃する機械?の導入
(1) 海や海辺の環境	13.2.その他(ゴミ)	ゴミの問題はゴミ捨てなどに対する法律の強化。煙草の吸殻の回収の為に業者に回収を義務付けさせる。ゴミを捨てるのがよくないということを国や自治体は徹底的にキャンペーンを行うなど国民に訴えていく。また、ビーチクリーンなど行っている団体などいろいろあります。そういった活動を支援してもらいたいです。
(1) 海や海辺の環境	13.2.その他(ゴミ)	ごみ問題は小さいころからの教育しかないでしょう。自分のごみは自分で持ち帰る。それができない人は検挙する。
(2) 海や海辺の利用	15.マリンレジャー人口	産業構造を変えなければならぬのではないのでしょうか?自然を使って新しいビジネスを興す。
(2) 海や海辺の利用	17.市民が近づける海辺の状況	親水施設としての活用を図るためには、いかに人が足を運んでくれるかというアクセシビリティの改善や人々がそこでくつろげる空間の創出が必要である。 また、新たにまちづくりを行うところでは、海岸施設と連携した都市施設(自転車歩行者専用道路や公園など)を配置し、一体となって活用をはかっていくことが肝心であると考えます。
(2) 海や海辺の利用	17.市民が近づける海辺の状況	あの醜い塊のテトラポットの変わりに自然石(あるいはそれに似せた人工石)を投入し、さらにその上を人々が散策したり、釣りや磯遊びができるような形にすれば市民が憩える場所となり、護岸としての目的も果たせるのではないのでしょうか?
(2) 海や海辺の利用	17.市民が近づける海辺の状況	そもそも護岸の形態をアクセスしやすくしていくことが根本的に重要ですが、短期的には民間企業や公的機関が占有している海岸線について、土日などに限り市民の立ち入りを認めるようにすべきであると考えます。
(2) 海や海辺の利用	17.市民が近づける海辺の状況	海岸保全施設は、国が整備しているがアクセス道路や背後の利便施設等は、海岸保全施設として整備できないため、市及び民間等と連携して計画を立て整備していく。
(2) 海や海辺の利用	18.プレジャーボートの利用	その不法係留を抜本的に解消したいのなら、安価な係留施設を広く設置し、既得権等の例外を一切設けず、「その上」で不法係留に厳罰を持って臨めばいいのです。
(2) 海や海辺の利用	18.プレジャーボートの利用	車を購入すれば、車庫証明が必要なのに船にはないのがおかしい。船を売る業者、購入者に義務付けと行政が監視をしてもらいたい。
(2) 海や海辺の利用	18.プレジャーボートの利用	誰でも利用できる、公的機関のスタンドを作って欲しい。
(2) 海や海辺の利用	19.廃棄物の海面処分	・瀬戸内海における埋立て、廃棄物の持ち込み(海面処分)、海砂利採取を禁止する。
(2) 海や海辺の利用	20.臨海部における土地利用	1985年以後、大阪湾でも播磨灘でも、使用目的の無い、不要な埋立が数多く行われ、今も使用されずに遊んでいる造成地が多い。これら遊休造成地の前面の護岸を撤去し、埋立地を緩い傾斜をつけて削りこみ、5~10年放置すれば、自然に砂が溜まって砂浜になる。そこに生物たちが帰ってきて、浄化と生産の動きが復活するだろう。
(2) 海や海辺の利用	20.臨海部における土地利用	自然海浜が身近でなくなっていく問題は、沿岸部の開発をいかに抑えていくかが課題だと思います。これには住民参加を強化した環境影響評価を進め、情報公開と意思決定の透明性を要望します。
(2) 海や海辺の利用	21.埋立面積	これ以上埋め立て地を増やさないで下さい(このままでは、そのうち東京湾は無くなるんじゃないかと思っています)
(2) 海や海辺の利用	21.埋立面積	今後の埋め立ては、許可しない。

3. 対策と考えられること

分野	小分類	アンケートに寄せられた主な意見
(2) 海や海辺の利用	23.風力発電	<p>風力発電事業に、鳥類に対する事前の影響評価のための調査、事後調査を義務づけること。(国、地方公共団体、民間)</p> <p>鳥類の重要生息地における風力発電の設置を避けるため、あらかじめ渡り鳥の経路や、稀少な鳥類の生息地、繁殖地、水鳥の集団越冬地等に関する地理情報のデータベースを作成し、風力発電事業者及び関係官庁に公開すること。特に渡り鳥の経路については既存データが非常に少ないので、レーダーを用いた渡り鳥の経路の記録、衛星発信機による追跡といった手法による全国的な調査を行うこと。(国)</p> <p>風力発電が設置された場合の鳥類への影響予測を正確に立てるために、既に国内に設置してある風力発電について、鳥類への影響をモニタリング調査すること。(国)</p>
(2) 海や海辺の利用	24.漁業	<p>漁業補償のみなおし(算出根拠、用途など不透明)</p>
(2) 海や海辺の利用	24.漁業	<p>食料品の大半を輸入に頼っている日本の国情を見なおし、これからの、食料不足に備え・又、古くからある産業を衰退させないためにも、漁業を始めとして、一次産業を国策として、漁業従事者その他が、国からの手厚い保護を受けられるようにし、安定した生活を送れるようにする。</p>
(2) 海や海辺の利用	24.漁業	<p>まず、各海域ごとに、嘗々と続けられてきた伝統的な漁業の復活、漁業者の復権が実現することを念頭におくべきである</p>
(2) 海や海辺の利用	24.漁業	<p>各地に設定されている漁業権は可成り曖昧な物と感じています。漁業資源ではなく自然環境保護の立場から、海産水棲動物捕獲に関する全国統一の規定(漁業者を除く)を作ることが必要と考えます。</p>
(2) 海や海辺の利用	25.その他	<p>海岸に車を乗り入れていることを警察に伝えても「管轄外だから」といって取り締まってくれない。どうしてでしょうか?行動であれば罰則等があるのにかいがないのでしょうか?もっと厳しく法的に取り締まって欲しい。</p>
(2) 海や海辺の利用	25.その他	<p>僕達、海岸利用者の声はどのように聞こえているのでしょうか?今までもアンケートを書いています、知りたいところです。</p>
(3) 海や海辺の防災・安全	27.海岸侵食	<p>侵食が起きている場合、その原因を徹底的に追求し、それが人為的なものならその原因を排除する方策を考え実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸工学が専門の優秀なエンジニアがたくさんいるはずである。彼らなら、砂浜を破壊せずに侵食を防止する手立てを考えてくれるはずである。</li> <li>・侵食が自然の営みによるものであるなら、侵食を防止せずに放置する。</li> <li>・侵食が人家に危害を加える危険性があれば、多大な補償をし、移住していただく。</li> </ul>
(3) 海や海辺の防災・安全	27.海岸侵食	<p>1)砂浜の侵食を引き起こす恐れのある場所には原則として港湾や漁港は建設させない。どうしても建設する必要がある場合には、砂浜の侵食を引き起こさない技術の採用を認可の前提条件とする。</p> <p>2)かかる場所に建設されて既に砂浜侵食を引き起こしている港湾や漁港は撤去あるいは侵食を引き起こさないように大幅改造する。現在取り進め中の彌縫策としか言えないヘッドランドや異形ブロックによる突堤などの建設は最小限に止め、上記大幅改造が完了した時点で養浜を実施の上撤去する。</p> <p>3)砂浜の侵食を防止するために、沿岸海流を妨げない防波堤の開発に全力を傾注し、早期に実用化を図る。</p> <p>4)砂浜の近くに港湾・漁港を建設する場合には、航路の浚渫は日常的に実施することを前提に航行される沿岸国として、PI保険強制加入を徹底させるべきです。</p>
(3) 海や海辺の防災・安全	31.海難の発生	
(3) 海や海辺の防災・安全	33.その他	<p>海からの視点で判断し、陸の理屈にしばられない利用調整・保安全管理ができる機関が今こそ必要なのではないか?</p>
(3) 海や海辺の防災・安全	33.その他	<p>海岸行政は、地域住民不在で行われてきており、コンサルなどが地域住民の意見を代弁するとされてきたようだが、新しい海岸法のもと、各地域にも受け皿となる団体が多数できているので、住民意見を反映するような行政をしてほしい。</p>
(3) 海や海辺の防災・安全	33.その他	<p>行政が地元住民、漁業関係、土木関係、レジャー産業、環境団体等、各団体と話し合う必要があると思います。</p>
(3) 海や海辺の防災・安全	33.その他	<p>国土交通省は国土を破壊するのではなく国土を守らなければなりません。</p>
(3) 海や海辺の防災・安全	33.その他	<p>昔からの治水等の方法を現代風にアレンジして、自然の循環(水、砂)を取り戻せないだろうか?</p>